津久見市水道ビジョン等改定及び策定業務

【特記仕様書】

1　業務名

津久見市水道ビジョン等改定及び策定業務

2　業務の目的

津久見市の水道事業を取り巻く環境の変化を踏まえ、将来の施設更新需要や維持管理方針、平常時の水質管理から災害・事故等の緊急時対応までを総合的に整理し、安全で安心な水道水を安定して供給できる体制を構築することを目的として、今後の水道事業の方向性を示す「水道ビジョン」、水道施設の適切な維持管理・更新等の方針を定める「アセットマネジメント」、安全な水道水を安定的に供給するための「水安全計画」、災害や事故等の緊急時における対応を定める「危機管理マニュアル」の 4 つの計画・指針について上水道、簡易水道を一括して改定・策定を行うものである。

3　業務期間

本業務の期間は、契約締結日から令和 10 年 3 月１５日（水）までとする。

4　業務範囲

事業名	計画給水人口	計画水量	備考
津久見市水道事業	14,000 人	8,300 ㎥/日	令和 7 年 3 月届出
津久見市簡易水道事業	2,100 人	560 ㎥/日	平成 15 年 3 月届出

※将来的な統合についての検討含む

5　水道ビジョンの計画期間

令和 10 年度（2028 年度）～令和 19 年度（2037 年度）までの 10 年間

6　業務の内容

本業務の内容は、以下に示すとおりである。

6．1　設計協議

設計協議は、初回、中間（4 回)、最終を基本とし、中間協議は必要に応じて、追加協議を行うものとする。打合せ後、速やかに議事録を作成し提出する。

① 初回協議：業務内容の確認、業務実施方針の説明、借用図書等の確認

② 中間協議：中間報告書の提出および作業中に発生する事項についての確認

③ 最終協議：成果品の説明および納品

上記報告書の内容の妥当性照査を行う。

６．２　現地調査

各計画を改定、策定するにあたり、対象施設（水源、浄水場、配水池など）とその周辺状況を現地踏査し現況把握を行う。

６．３　水道事業ビジョン改定

水道ビジョン改定における業務内容は下記のとおりとする。

水道ビジョンの改定にあたっては、本業務で検討するアセットマネジメント（タイプ 4D)、管路耐震化・更新計画、経営戦略の内容を反映し、水道事業及び簡易水道事業を対象とした一体的な計画として取りまとめること。また、各計画の検討結果について相互の整合性を確保し、施設整備の方針と財政運営の見通しを一体的に検討すること。

6.3.1　現状評価・課題、将来の事業環境

1）現状分析及び評価

水道ビジョンの項目に合わせ資料を再整理するとともに現状での評価を行う。現状分析及び評価にあたっては、過年度の実績及び既存計画を整理するとともに、水道事業ガイドライン等に基づく業務指標その他の適切な指標を活用し、経年的な比較を行うこと。また、必要に応じて類似事業体との比較を行い、本市の事業運営上の特徴、強み・弱み及び改善すべき課題を明確にすること。

2）水需要予測

実績を基に水需要予測を行う。本予測は、アセットマネジメント計画（タイプ 4D)・経営戦略においても使用する。水需要予測にあたっては、過去の実績、人口動向、給水区域の特性及び用途別水需要の推移等を踏まえ、予測手法及び前提条件を明確にすること。また、水道事業及び簡易水道事業の予測結果を整理するとともに、アセットマネジメント及び水道ビジョンの計画期間に応じた予測値の整合性を確保すること。なお、予測条件の変化が施設整備及び財政収支に大きく影響する場合は、必要に応じて複数の条件による比較検討を行うこと。

（1）給水人口の予測：行政区域内人口、給水人口

（2）給水量の予測：有収水量、一日平均給水量、一日最大給水量

3）事業の分析・評価・課題抽出

既往計画等を活用し、水道事業の現況についてソフト・ハード両面における事項を整理す

る。
① ソフト面の各種事項の整理
水道事業経営について分析・評価を行う。また、必要に応じて環境面の分析や民活化の必要性等を把握する。ソフト面の分析にあたっては、給水収益の動向、経費構造、職員体制、技術継承、施設の維持管理体制、官民連携及び広域連携等について分析し、将来にわたる事業運営上の課題を抽出すること。また、施設整備及び事業経営上の課題については、その影響の大きさ、緊急性、対応の必要性等を踏まえて整理し、目標設定及び実現方策の検討に反映すること。
② ハード面の各種事項の整理
水源・取水・導水施設計画、浄水施設計画、水運用・送配水整備計画について分析・評価を行う。
③ 地域・政策面の整理
下記に示す視点で現況および将来の課題を整理する。
・持続：水道事業の健全性、料金徴収、給水サービス、水量的安定性、創・省エネルギー対策
・安全：水質的安全性
・強靭：耐震性
④ 施設整備課題の整理
下記に示す施設整備に向けた課題を整理する。
・水源、原水水質、水利権
・取水、貯留施設、導水施設
・浄水施設
・送、配、給水施設

6.3.2　理想像・目標の設定

既往計画等や課題対応の優先順位に基づき、次の事項について将来像及び目標を設定する。目標の設定にあたっては、現状分析及び課題抽出の結果を踏まえ、可能な限り定量的な指標を設定すること。各指標については、基準年度の実績値、目標値及び目標年度を明確にするとともに、目標達成に向けた具体的な取組を関連付けて整理すること。また、計画期間内における施策の進捗状況を把握し、評価できるよう、必要に応じて中間目標及び評価方法を設定すること。定量化が困難な目標については、評価方法を明確にすること。
・給水区域
・上位計画との整合
・給水サービス水準
・異常時対応施設の整備
・維持管理

・事業経営
・アセットマネジメント・・・等

6.3.3　実現方策の検討

1）実現方策の抽出

既往計画等における施設整備内容を整理する。実現方策の抽出にあたっては、抽出した課題と対応する施策を関連付け、各施策の必要性、期待される効果、実施上の課題及び優先順位を整理すること。また、施設の更新、統廃合、規模の適正化その他の対策については、必要に応じて複数の方策を比較し、各方策の効果及び課題を踏まえて採用する方策を選定すること。

① 目標達成のための対策の整理

問題点を解決するためおよび目標達成のための対策整理

② 施設整備計画の整理

施設整備内容として、施設拡張、更新、改良等を整理する。

③ 対策の実施順序の検討

対策の優先性、緊急性および他の対策との関連等より実施順序を整理する。

2）実現方策の作成

基本計画の検討事項も基に、実現方策の整理を行う。

①　水道事業・経営計画

・水道事業経営健全化に対する実現方策

水道事業の経営計画については、アセットマネジメントによる更新需要及び施設整備方針を反映し、計画期間内の投資・財政計画を作成すること。また、料金収入、維持管理費、施設更新費用、企業債、補助金その他の財源を踏まえ、財政収支の見通しを整理するとともに、経営改善に向けた取組、数値目標及び実施時期を明確にすること。

②　概略施設計画（既往計画を基に整理する）

・概略施設計画の整理(※水源・取導水・浄水・配水施設の区分で作成、管路含む)

概略施設計画については、将来の水需要、施設の老朽化及び維持管理状況等を踏まえ、施設の更新、統廃合及び規模の適正化等を検討すること。また、施設整備の内容、実施時期、概算事業費及び財源の見通しを整理し、水道事業の経営計画との整合性を確保すること。

③ 整備計画の工程等の整理

・整備計画工程の整理
・概算費用（年次計画）の整理
・必要期間を年単位(3～5 年期間単位)で設定

3）実現方策の評価

実現方策の評価にあたっては、課題解決及び目標達成への効果に加え、整備費用、維持管理費、動力費等を含むライフサイクルコスト、財政収支への影響及び実施可能性を総合的に評価すること。また、施設整備案については、必要に応じて複数案を比較し、各案の効果、費用及び課題を整理したうえで、施設全体として合理的な方策を選定すること。なお、財政収支への影響については、料金収入、企業債、内部留保資金その他の財源条件を踏まえ、計画期間内の投資・財政計画との整合性を確認すること。

① 施設整備の効果の検討

課題を解消し、目標が効果的に達成できるか評価する。

② 財政への影響

事業計画実施時における給水原価、財政収支への影響を概算する。

③ 施設全体としての合理性

整備案の中から施設全体としての合理性を勘案し最適な案を選定する。

6.3.4　水道事業ビジョンのとりまとめ

上記の成果をとりまとめ、報告書および概要版の作成を行う。水道ビジョンのとりまとめにあたっては、現状分析及び課題、理想像・目標、実現方策、施設整備計画の内容を相互に関連付けて整理すること。また、施策ごとの実施内容、実施時期、概算事業費、財源及び目標指標を整理するとともに、計画策定後の進捗状況の評価及び見直しに活用できる構成とすること。

6.3.5　照査

下記に示す事項を標準として照査を行う。照査にあたっては、前各号に加え、水需要予測、施設整備計画、更新需要及び財政収支の算定条件並びに各計画間の整合性について確認すること。また、設定した目標と実現方策の対応関係、概算事業費及び財源の見通しの妥当性について確認し、照査結果を計画の取りまとめに反映すること。

（1）現状評価、課題の妥当性
（2）将来の事業環境の妥当性
（3）理想像、目標の妥当性
（4）実現方策の妥当性

６．４　アセットマネジメント計画（タイプ 4D）

6.4.1　資産の現状・将来見通し

1）資産状況の把握

策定済みのアセットマネジメント計画および最新年度の固定資産台帳により、資産状況を把握し、検討に用いる実績データを整理する。

整理した資産に対し、各施設の現物調査を行い、資産の現状を把握し、資産へ反映させる。

また、水道事業の経営状況、施設管理情報、水需要予測、施設機能診断調査などの基礎資料を収集し、業務に有効に活用できるように整理する。

2）資産の将来見通しの把握

資産の将来見通しを把握する。

・更新を実施しなかった場合の健全度（構造物及び設備）把握
・更新を実施しなかった場合の健全度（管路）把握
・法定耐用年数で更新した場合の更新需要（構造物及び設備）の把握
・法定耐用年数で更新した場合の更新需要（管路）の把握
・将来の再構築や施設規模の適正化を踏まえ更新した場合の更新需要（構造物及び設備）の把握
・将来の再構築や施設規模の適正化を踏まえ更新した場合の更新需要（管路）の把握

3）水需要予測

将来の見通しを得るために、30 年程度の水需要予測を行う。本予測は、水道事業ビジョン・経営戦略においても使用する。

（1）給水人口の予測：行政区域内人口、給水人口
（2）給水量の予測：有収水量、一日平均給水量、一日最大給水量

6.4.2　時間計画保全に基づく更新

法定耐用年数で更新した場合の更新需要のピーク時期やその規模を踏まえつつ、時間計画保全に基づき重要度や更新の優先度、将来の再構築や施設規模の適正化を勘案した更新基準（更新時期）を設定し、将来（今後 30～40 年間）の更新需要の算定を行う。

1）時間計画保全に基づく更新需要の算定

“構造物及び設備”や“管路”について重要度・優先度を考慮した更新需要を算定する。なお、更新需要は、固定資産台帳での取得額の他、実効性を踏まえ、費用関数や見積もり、既設撤去など考慮して設定する。

・重要度、優先度を考慮した更新時期（更新基準）の設定
・更新需要の算定
・資産の健全度の算定（更新需要の妥当性確認）

2）財政収支見通し（更新財源確保）の検討

財源の収支見通しについて検討を行う。

・財政収支算定の条件設定
・年度別事業費の設定（拡張・年度別事業費（確定しているもの））
・財政収支の算定、財源確保方策検討見通し（料金据置ケース・財源確保ケース）の検討

・種々の経営改善方策を含めた財政収支見通し
・水道料金、損益勘定留保資金（内部留保資金)、企業債残高の水準等
・財政収支の妥当性確認

6.4.3　状態監視保全に基づく更新

時間計画保全に基づき設定した更新時期をベースとして、状態監視保全に基づき、更新の前倒しを考慮した場合の更新需要・財政見通しの検討を行う。

1）施設の運転管理・点検記録の評価及び耐震診断に基づき更新の前倒しを考慮した場合の更新需要・財政収支見通し検討

構造物及び設備の健全度、耐震化等、管路の耐震化状況、水管橋の耐震化状況、水源～浄水場の管路耐震化状況、浄水場～配水池等の管路耐震化状況、配水池等～重要拠点の管路耐震化状況など施設の運転管理・点検の評価及び耐震診断結果を基にした耐震性能の評価を行う。

・更新の前倒しの検討（更新時期の見直し）
・更新需要の算定
・財政収支の算定（財政への影響の把握）

2）機能診断に基づく更新需要見通しの検討

機能診断等に基づく更新需要見通しを検討する。

・機能診断等に基づく健全度評価を踏まえた更新時期の見直し
・更新需要の算定
・更新需要・財政収支見通しの妥当性確認

6.4.4　再構築や施設規模の適正化を考慮した更新

再構築や施設規模の適正化を考慮した更新需要、財政収支見通しを検討する。

1）再構築や施設規模の適正化を考慮した場合の更新需要の見通しの検討

水道施設の再構築や適正な施設規模を整理し、再構築や施設規模の適正化を考慮した場合の更新需要を算定する。

2）再構築や施設規模の適正化を考慮した場合の財政収支見通しの検討

水道料金、損益勘定留保資金等（内部留保資金)、企業債残高の水準等について検討し、適正な資金確保を検討する。

・維持管理費（実績や水量当たり単価等）を含めたライフサイクルコストの検討
・更新需要以外の変動要素を考慮した財政収支の算定

6.4.5　妥当性の確認・改善方策検討

1）妥当性の確認と検討結果のとりまとめ
マクロマネジメントの実践成果（更新需要及び財政収支見通しの検討結果）について、水道施設の健全度の推移や財政状況の推移等を吟味して、水道事業の持続可能性の観点から、その妥当性を確認する。
2）マクロマネジメントのレベルアップに向けた改善方策の検討
検討手法のレベルアップに向けた改善方策の検討を行う。

6.4.6　報告書のとりまとめ

検討結果をとりまとめて報告書および概要版を作成する。経営戦略及び管路耐震化・更新計画に係る検討結果は水道ビジョン等に包含し、独立した報告書は作成しない。

6.4.7　照査

下記に示す事項を標準として照査を行う。
（1）資産整理の妥当性
（2）更新需要の妥当性
（3）財政収支の見通しの妥当性
（4）アセットマネジメント計画の妥当性

6．5　水安全計画

水道水の安全性を高め、今後とも安心しておいしく飲める水道水を安定的に供給していくためには、水源から給水栓に至る統合的アプローチにより水道水質管理水準の向上を図ることが必要である。

本業務は、「水安全計画策定ガイドライン」（厚生労働省　平成 20 年 5 月）に基づいて、津久見市水道事業及び簡易水道事業を対象とした水安全計画を策定し、水源から給水栓に至る水道システムに存在する危害の抽出・特定、それらの継続的な監視、制御等を図り、水道水のさらなる安全性を確保することを目的とする。

6.5.1　水道システムの把握

① 水道システムの概要整理
・各系統（上水道及び簡易水道）の水道システムの概要を整理する。
② フローチャートの作成
・各系統（上水道及び簡易水道）について、水源から給水栓までの水道システムのフローチャートを作成する。
③ 水源から給水栓の各種情報の整理
・水道システムに存在する危害原因事象の抽出するために、水源から給水栓に至る関連情報を調査及び資料を整理する。

6.5.2　危害分析

①　危害抽出

・水道システムに存在する潜在的な危害を含めた発生箇所別の危害原因事象の抽出を行う。

②　リスクレベルの設定

・抽出した危害原因事象について発生頻度、影響程度を検討し、リスクレベルを設定する。

6.5.3　管理措置の設定

①　現状の管理措置、監視方法の整理

・抽出した危害原因事象に対する現状の管理措置及び監視方法を整理する。

②　管理措置、監視方法及び管理基準の設定

・現状の管理措置及び監視方法を評価し、必要に応じて、新たな管理措置、監視方法及び管理基準を設定する。

6.5.4　対応方法の設定

① 管理方法を逸脱した検討

・監視により管理プロセス管理基準を逸脱した場合の対応を設定する。

② 緊急時の対応

・管理基準から大幅な逸脱や予測できない事故等にとる緊急事態が起こった場合の対応を設定する。

③ 運転管理マニュアルの作成

・設定した管理措置、監視方法及び管理基準、管理基準を逸脱した場合の対応、緊急時の対応の要点をとりまとめ、「水安全計画策定ガイドライン」に示す運転管理マニュアルを作成する。

6.5.5　文書と記録の管理

水安全計画に基づいて作成する文書及び記録の管理方法を定める。

6.5.6　水安全計画の妥当性確認と実施の検証方法の検討

水安全計画の各要素の技術的妥当性について確認するとともに、水道システムが水安全計画に沿って運用され、安全な水が安定的に供給されていたかを検証する方法を検討する。

6.5.7　レビュー

水安全計画が常に安全な水を供給していく上で十分なものになっているかを確認し、必要に応じて改善を行うレビュー方法を検討する。

6.5.8　支援プログラム

水道水の安全を確保するのに重要であるが直接的には水質に影響しない措置、直接的に影響するものであるが水安全計画策定以前に法令に基づいて策定された計画等を、支援プログラムとして登録する。

6.5.9　照査

下記に示す事項を標準として照査を行う。

（1）水道システム把握の妥当性
（2）危害分析の妥当性
（3）管理措置および対応方法の妥当性
（4）水安全計画の妥当性

６．６　危機管理マニュアル

震災時、台風等の風水害時、水質汚染事故発生時等において、被災水道事業体は、応急給水、応急復旧等の諸活動を計画的かつ効率的に実施することが求められる。

震災時にこのような諸活動を迅速・的確に行うためには、各々の水道事業体が規模・地域の特性に応じた適正なマニュアルを事前に作成しておくことが不可欠である。

本業務は、水道事業に対して予想される災害・事故等について、危機管理のあり方等を検討し、マニュアルを策定することによって、被災時対応の充実を図るものである。

① 地震・津波対策　②風水害対策　③水質汚染対策　④施設事故対策
④ 管路事故対策　⑥テロ対策　⑦渇水対策　⑧新型感染症対策

6.6.1　現況の把握

既存資料と現地調査により地域と水道の概況を把握する。

1）現地調査

対象区域の現況、現況施設及び予定地点に関する現地調査

2）地域特性の把握

① 自然条件の把握

・地形、地質、気象、水資源、災害等の既存資料に基づく自然条件の把握

② 社会条件の把握

・人口や交通、地域防災計画等の既存資料に基づく社会条件の把握
・緊急時の避難場所や給水拠点、病院、その他主要施設の把握

③ 関連する他計画の把握

・津久見市もしくは大分県の地域防災計画の把握

・広域水道整備計画等の上位計画の把握
・災害時相互応援協定の把握
・津久見市水道事業における基本構想、基本計画の把握

6.6.2　水道事業の把握

① 水道事業の特性の把握
・当該水道事業の整備状況、普及状況及び水需要特性の把握
・既存水源の形態、水利権、取水実績資料等の収集、水源特性の把握
・既存水道施設の位置、規模、構造に関する資料の収集、施設特性の把握
・地震、渇水、水質事故、施設事故、停電等の履歴の把握
②水道システム特性の把握
・水源特性、送配水施設特性等の把握
・各施設の運転方式、監視操作方式の把握
・維持管理状況（職員数、維持管理作業内容、監視体制等）の把握
③組織、職種等の把握
・組織、職種別職員数、委託会社社員数資料の収集、把握
・現状の緊急時組織体制資料の収集、把握
・協力要請機関、給水装置工事業者、資機材調達会社等の資料収集、把握
・応急活動、応急支援資機材の整備状況に係る資料収集、把握
・主要報道機関資料の収集、把握

6.6.3　被害想定の整理

被害想定は、基本的に市が所有する資料を基に設定、整理する。
1）地震・津波対策
・想定地震の設定
・被害想定の整理
2）風水害対策
・想定風水害の設定
・被害想定の整理
3）水質汚染事故対策
・想定水質汚染事故の設定
・被害想定の整理
4）施設事故・停電対策
・想定施設事故・停電の設定
・被害想定の整理
5）管路・給水装置事故対策

・想定管路・給水装置事故の設定
・被害想定の整理
6）テロ対策
・想定テロの設定
・被害想定の整理
7）渇水対策
・想定渇水の設定
・被害想定の整理
8）新型感染症対策
・新型感染症流行による被害想定の整理

6.6.4　危機管理マニュアルの作成

1）総論の作成
目的、構成、用語の定義等を作成する。
① 目的
・災害、事故に対する被害想定と対策、迅速な応急給水対策及び早期復旧活動が行える体制づくり等の目的を設定。
② 用語の定義
・このマニュアルで使用する用語を定義する。
③ マニュアルの構成
・このマニュアルに構成を定める。
2）予防対策の作成
防災基盤、防災体制、防災訓練等を作成する。
① 応急体制組織と業務
・初動体制（職員の動員と配備等）を確立するため、災害時の職員の非常配備基準、非常配備体制等の予防対策を作成する。
・応急体制を確立し、応急給水、応急復旧を行うための水道給水対策本部及び対策本部を構成する各担当係の組織を定める。
② 応急対策資料
・各災害時の初動体制・応急体制の確立、応急給水・応急復旧の活動を迅速かつ的確に行うための対策資料を作成する。
③ 関係機関との連携
・各災害時に被害状況等を報告する国や大分県の水道担当部署及び応援協定に基づく応急給水・応急復旧等の応援要請を行う水道事業体、地元業者資機材提供者等の関係機関との情報連絡体制等をまとめた帳票を作成する。
・上記関係機関への連絡時期、連絡記録方法等を設定する。

④ 教育訓練

・各災害時における防災上の知識及び技術の向上、職員の意識と対応能力向上を図る教育・訓練計画を作成する。

⑤　水道施設の各種対策

・市で策定した耐震化計画等の各災害に対応した水道施設及び管路の整備計画等を整理する。

6.6.5　応急対策の作成

被害時応急活動体制、情報の収集、伝達体制、災害復旧体制を作成する。

① 初動体制

・各災害の発生時における予防対策で定めた職員の動員と配備、初動業務の内容や留意事項、非常配備体制等を資料作成する。

② 応急体制

・各災害時発生に設置する災害対策本部、対策本部を構成する各担当係の作業内容及び応急給水・応急復旧目標の設定、帳票を作成する。

・応急活動用資機材の整備状況の帳票を作成する。

6.6.6　応急対策業務手順図の作成

各災害に対してそれぞれの対応対策業務手順図表を作成する。

① 業務内容表

・各災害発生時の対策本部を構成する各担当係の作業項目、業務内容及び留意事項について、担当係毎に整理した帳票を作成する。

・応急活動別業務分掌と業務フローを作成する。

② 情報連絡系統図

・各災害が発生した場合の情報連絡系統図（指揮命令系統図等）を作成する。

6.6.7　資料・様式の作成

各種報告書の様式等を整理する。

① 様式の作成

・災害発生時に必要となる資機材の備蓄及び整備状況表、応急給水応援体制報告書、応急給水作業指示・報告書、広報用紙等の様式を作成する。

② 資料の作成

・職員緊急連絡先一覧表、保有車両一覧表、施工業者一覧表、協力要請一覧表、その他指針類、通達等の資料を作成する。

6.6.8　マニュアルのとりまとめ

以上の内容をとりまとめて危機管理マニュアルを作成する。

6.6.9　照査

下記に示す事項を標準として照査を行う。

(1)被害想定の適切性

(2)各危機管理マニュアルの妥当性

7　資料の収集

必要となる資料の収集は、原則として受託者が行うものとするが、委託者が保有する資料で必要なものがあるときは、受託者の依頼に基づき委託者が一定期間貸与する。

8　成果品

(1)　受託者は成果品完成後に委託者の審査を受けなければならない。

(2)　業務完了後において、成果品の不適格箇所等が発見された場合、受託者は速やかに訂正、補足、その他必要な措置を講じなければならない。

(3)　本業務に文献、その他資料を引用した場合は、その出典を明記しなければならない。

(4)　本業務における成果品の提出は、次の各号に掲げるとおりとする。なお、受託者は作成にあたり編集方法など詳細について、あらかじめ委託者と協議すること。

①水道事業ビジョン報告書	A4版製本	3部
②アセットマネジメント報告書	A4版製本	3部
③水安全計画報告書	A4版製本	3部
④危機管理マニュアル報告書	A4版製本	3部
⑤概要版（①、②、③）	A4版製本	各20部
⑥電子データ（CD-R）	一式	
⑦その他（打合せ議事録など）		

※電子データはPDF および作成された形式（Microsoft-Word 形式、Microsoft-Excel 形式、Microsoft-PowerPoint 形式等）のまま記録媒体に納めて提出すること。本編・概要版等で作成したイラストや表・グラフのMicrosoft-Excel 形式等の各種データは、算出式や算出根拠を明確にし、委託者が修正や年度ごとの進捗管理が可能な様式で提出すること。

9　準拠図書

・水道法、水道法施行令、水道法施行規則

・水道施設設計指針（2024年、日本水道協会）

・水道維持管理指針（2016年、日本水道協会）

・水道施設耐震工法指針・解説（2022年、日本水道協会）

・水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き
（平成21年7月、厚生労働省健康局水道課）
・「水道事業ビジョン」作成の手引き
・水道事業ガイドライン（平成28年3月、日本水道協会）
・水安全計画策定ガイドライン（平成20年5月、厚生労働省健康局水道課）
・危機管理対策マニュアル策定指針
・水道施設更新指針（平成17年5月、日本水道協会）
・水道施設機能診断マニュアル（平成23年3月、水道技術研究センター）
・水道の耐震化計画等策定指針（平成27年6月、厚生労働省健康局水道課）
・重要給水施設管路の耐震化計画策定の手引き（平成29年5月、厚生労働省）
・浄水施設簡易診断の手引き（平成26年6月、水道技術研究センター）
・水道事業の再構築に関する施設更新費用算定の手引き
（令和7年3月、国土交通省 水管理・国土保全局 水道事業課）
・地方公営企業法、地方公営企業法施行令、地方公営企業法施行規則
・その他指示する図書

なお、準拠すべき資料は水道法及び関係法令等、国・県(厚生労働省、総務省、大分県等)及び公益社団法人日本水道協会等の指針・手引き・ガイドライン等の引用元が明確であるものに限る。適用される法令・指針等の最新版を確認し、契約期間中に改訂された場合は委託者と協議のうえ必要な対応を行うものとする。

10　その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、委託者と受託者の間で協議の上処理するものとする。